

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **竹原市** (都道府県: **広島県**)
 本事業の担当部局名 **市民福祉部社会福祉課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業									
区分	結婚新生活支援									
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)									
個別事業名	竹原市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続							
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度						
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,300,000			円						
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 本市の人口は、昭和55(1980)年をピークに減少傾向が続いており、平成27(2015)年は約2万6千人となっている。年齢構成で見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向であるのに対し、高齢人口は増加傾向にあり、構成比で見ると、平成27(2015)年は、年少人口10.1%、生産年齢人口は51.4%、高齢人口は38.1%となるなど、少子高齢化が進展している。 本市では、人口減少・少子高齢化という構造的な課題の解決に向けて、「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27(2015)年度に策定し、人口減少対策を中心とした取組を展開してきた。この間、仕事づくりや子育て支援などの分野で一定の施策効果は見られたものの、人口減少や少子高齢化は依然として深刻な状況となっている。 また、第1期総合戦略の達成状況や新たな人口ビジョンに基づく将来展望なども踏まえて、第2期竹原市まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、人口減少の抑制と持続可能な地域づくりに向けた取組を、切れ目なく、さらに充実・強化していくこととしている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第2期竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口ビジョンから見てきた3つの課題「社会減の緩和」、「自然減の緩和」、「賑わいと活力の創出」のうち、「自然減の緩和」の解決に向け、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標とし、地域における現状・課題を明確にし、ニーズを把握したうえで、出会い、結婚への支援や安心して子どもを産み、育てられる環境のさらなる充実など、出生数の増加につながる少子化対策の取組を展開し、自然減の緩和を図ることとしている。</p> <p>①出会い・結婚のサポート ②妊娠・出産期への切れ目のない支援 ③子育て支援 の取組を行うこととしている。 本事業については、上記取組の①に位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>									
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要									
	【補助対象要件】									
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合					
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合					
	【補助上限額】									
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合					
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合						
【対象費目】										
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用			
【その他独自要件】										
・補助金を受けた日から3年以上本市に定住する意思があること。 ・市税等の滞納がないこと。 ・竹原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。										
2. 申請見込										
①新規世帯見込	上記のうち	とも	29歳以下	8	世帯	2	世帯	左記以外		世帯

【積算根拠】					
8件(新規支給見込世帯数) うち、29歳以下:2世帯×60万円(補助上限額)=1,200千円 上記以外:6世帯×30万円(補助上限額)=1,800千円 ・支給見込については、令和4年度の当事業における申請見込世帯数を引用。			【令和4年度申請状況】 (令和4年4月～令和5年3月) 申請見込世帯数 8世帯		
②継続補助見込		継続補助実施の有無	有		
見込世帯数		1		世帯	
対象経費支出予定額		300,000		円	
3. 広報の実施予定					
市民課窓口で婚姻届を提出した方にチラシを配布、ホームページ掲載等					
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	人口千人あたりの出生率		%	5.04 (R6)	4.13 (R02)
	人口千人あたりの婚姻率(竹原市への婚姻届提出数)		%	4.03 (R6)	2.59 (R02)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.47 (平成25～29年人口動態保健所・市町村別統計)	
	婚姻件数		件	72 (令和2年人口動態統計年報 広島県)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	100 (R3)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	87.5	77.8 (R3)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	87.5	77.8 (R3)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	広島県のホームページ等で広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市社会福祉協議会等へチラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。